

第 15 回総会 令和 6 年 9 月 4 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、8 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、相続届出 5 件、使用貸借合意解約 2 件、賃貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 6 年度第 15 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 14 名 推進委員 16 名、合計 30 名の出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。8 番 ○○委員、21 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 76 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 76 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 今回は 30 番 ○○委員と私(14 番 ○○委員)が会長の命を受けまして、8 月 20 日、午前 8 時 40 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 6 件、非農地証明 3 件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、5 番 ○○委員、1 番 ○○委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議

をよろしくお願いいたします。

30 番 1 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南西へ約 500m のところにある農地です。この申請は亡き祖父が無許可にて転用し、農業用倉庫と堆肥置き場として使用していたもので、違反転用を是正し、農家住宅を建築するための申請です。この案件は既に転用されており顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。申請地は東側は宅地、西側は農地、南側は市道、北側は農地となっています。雨水は自然浸透により排水します。生活排水は合併浄化槽を設置し南側道路既存側溝へ道路占用許可のうえ接続放流します。土砂の周辺への流出については、周囲に被害を及ぼす恐れはありませんが、万一被害が発生した場合は責任をもって措置解決することです。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。申請地は農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 77 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 77 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ～3 ページの通り申請件数は 6 件でありましたが、申請番号 2 番が取下げとなりましたので 5 件となります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約 400m のところにある農地です。渡人から受人への贈与による所有権の移転となります。この農地は、令和 2 年に渡人から受人へ土地の贈与により住居を新築された時に隣家との間に残ったものであり、それを家庭菜園として利用していたとのことです。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 住居を建てた時に、1 筆の農地を分筆したところ、隣接する農地が残った形となり、以来、家庭菜園として宅地と地続きで栽培しています。今回、この家庭菜園について宅地として取扱いたいということで申請が出ております。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に 3 番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 3 番について説明します。申請地は〇〇地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ

200m のところにある農地です。渡人から受人へ売買による所有権移転を行い、長屋住宅を建築するための転用申請です。申請地は東側は市道を挟んで宅地、西側は農道、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は敷地内側溝及び雨水枡を設け、東側市道既設側溝へ放流します。汚水、生活排水については公共枡より東側市道公共下水道へ放流します。土砂の周辺への流出については、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。申請地は農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の購入費は〇〇万円です。

議長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8番 〇〇は毎月同じような案件が〇〇地区でありますが、それだけ需要があるという見込みで出されているんでしょうか。

事務局 私たちも同じ質問を現地確認でしたところ。〇〇として需要の見込みがあるとの計算のもとで計画をしているとの話でした。あと数件の予定があり、それ以降の計画は現在はストップしているとのこと。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に４番について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 ４番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から東へ 100m のところにある農地です。渡人から受人へ売買による所有権移転を受け、敷地増による駐車場を設置するための転用申請です。申請地は東側は宅地、西側は受人宅、南側は市道、北側は市道となっています。雨水は整地後砂利敷きをし、敷地内に浸透させ、併せて土砂の流出に留意し、維持管理を徹底します。汚水、生活排水についてはありません。土砂の周辺への流出については、維持管理を徹底します。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあたり第３種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地は登記上は宅地となっておりますが、現況を畑と判断し、５条申請での提出をしていただいた案件となります。売買代金は〇〇万円です。

議 長 ４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に５番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 堀部恵一委員説明。

14 番 ５番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約 300m のところにある農地です。渡人から受人へ贈与による所有権移転となり

ます。渡人の〇〇さんの父が以前に無許可で盛土をしており始末書が添付されております。違反転用を是正し、一般個人住宅を建築するための転用申請です。申請地は東側は畑、西側は市道、南側は農地、北側は宅地であり、都市計画区域内の用途地域内にあたり第3種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に6番について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 6番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約300mのところにある農地です。受人が渡人より無償譲渡による所有権移転を受け、申請地奥の所有地畑を進入路として利用するための申請です。奥にある〇〇さん所有の畑に客土の必要があり、この申請地に採石を敷き詰めたという経緯の違反転用を是正し、新たに農作業進入路を設置するための転用申請です。この案件は顛末書が添付されていますので、ご確認ください。申請地は東側は道路、西側は市道、南側は水路、北側は畑となっています。雨水は自然浸透により排水します。汚水、生活排水についてはありません。土砂の周辺への流出については、今までも周辺への影響はなく、今後も懸念することはありません。

転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあたり第3種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 地図の21ページをご覧ください。申請地の東側は畑になっておりまして、果樹などが植えられています。その畑に車で行くには申請地を通るしかなく、東側の畑の所有者2名と現所有者の3名の共有進入路としたいということで申請されております。

議長 6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第78号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第78号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書4ページの通り、申請件数は4件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項

等がある場合は、担当者が報告いたします。

事務局 申請番号 1 番の 2 筆のうち、地番〇〇が取下げとなります。現況を確認したところ、竹が生い茂っており、受人に確認したところ解消して農地として使わないということで、3 条申請としては取下げとなりました。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 1 番を説明します。兵庫県に住む渡人から、〇〇集落に住む受人への贈与による所有権移転となります。渡人と受人は親戚関係ではありません。渡人から無償で贈与したいとのことで今回の申請となりました。申請地は〇〇より北へ約 200m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、ピーマン、ズッキーニを含め、全体で 120a を作付されております。現地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 2 台、田植機 1 台、軽トラ 2 台を所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 2 番を説明します。〇〇集落に住む渡人から、〇〇集落に住む後継者への贈

与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 500m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、ハウスイチゴを含め、全体で 60a を作付されております。現地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されていくことを確認しています。農機具は軽トラ 1 台などを所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 3 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 3 番を説明します。東京都に住む渡人から、〇〇集落に住む受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇の東側道路を挟んだところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、マンゴーを含め、全体で 240a を作付されております。現地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台を所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 ４番を説明します。宮崎市に住む、受人の叔母にあたる渡人から、穂北地区に住む甥への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇東側を通る〇〇から東へ約 300m のところにある農地です。３反区画の農地の中に 300 m²の農地が入り込んでいます。受人は穂北に養子に行かれており、土日に実家の〇〇集落に帰り、実家の農地を耕作されております。水稻、WC Sを含め、全体で90a を作付されております。農機具は実家がトラクター、コンバイン、田植機、軽トラを所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 79 号農業経営基盤強化促進法^{ふそく}附則第 5 条の規定による承認について
提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 79 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 9 月 5 日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書 5～6 ページのとおり 3 件であります。

議 長 説明がありました 1～3 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書 7 ページのとおり 1 件であります。

議 長 説明がありました 1 番について、審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 80 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 80 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 8～22 ページのとおり 18 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

尚、申請番号 4 番について補足説明させていただきます。

本案件は以前、協議会において説明しておりますが、〇〇県の〇〇より、実証事業として〇〇を植栽できる耕作放棄地を西都市で探したいとの相談を受けました。〇〇は植物資源リサイクル業として、林業で間伐や素材生産を行ったり、木質チップの製造を行ったりする会社です。この事業は〇〇により認定された、令和 10 年度までの補助事業となっており、3 年毎に伐採された〇〇は木質バイオマスとして発電等に利用されとのことでした。そこで、以前、法人が賃借していましたが、撤退し 7～8 年ほど放置されており問題となっていた〇〇(約 1.8ha)を案内し、ここで実施したいとの回答を得たため、6 月に地

権者を集め説明会を開催し、賃貸借について概ね合意を得ました。賃借料は近隣で解消を伴う、法人による農地の借受けがあり、賃借料が〇〇円であったため、その金額を参考としております。

議長 説明のありました 18 件の議案のうち、申請番号 14 番、15 番は佐藤裕子委員が受人に関する案件でありますので、14 番と 15 番を除く 16 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

5 番 4 番の案件について、農地は耕作できる状態なのか、荒れていて〇〇が整地するということでしょうか。

局長 貸借をしていた法人が撤退する際に整地をしていただきましたが、借り手が見つからず 7～8 年経っており竹や笹などが生えている状態です。一部、40a ほどは借受者がおり飼料作物を耕作しておりましたので、解消作業が伴わない農地として賃借料が今年度より発生、他の解消作業が伴う農地は来年度より賃借料が発生という契約となっております。解消作業は〇〇が〇〇の会社ですので、市内の業者に委託し重機等を使用して行います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号 14 番、15 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により、〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、14 番、15 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 81 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 81 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 23 ページの通り 3 件であります。

議長 1 番について地元委員の説明を求めます。

5 番 1 番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落にある農地です。今回の申請は申請人が所有している農地であります、10 年以上耕作されておらず、将来的にも使用することが困難な農地であることから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員の説明を求めます。

5 番 2 番について説明します。この申請地も穂北地区の〇〇集落にあり、1 番の農地近くにある農地です。今回の申請は申請人が所有している農地ですが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも使用することが困難な農地であることから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に 3 番について地元委員の説明を求めます。

1 番 3 番について説明します。この申請地は穂北地区の〇〇集落にあり、〇〇より東へ 500m のところにある農地です。今回の申請は申請人が所有している農地ですが、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な農地であることから非農地判断事由 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

29 番 申請地は地図や写真ではどの部分になりますか。

事務局 写真の上の部分に昔、家が建っていたとの事ですが、山林化しております。

周囲の山林を伐採しており、現地までは行けておりませんが、その一部が申請地であるとのことでした。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 15 時 45 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

6 番 _____

21 番 _____